



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B3巻一建築用製品及び家具**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B3 卷一 建築用製品及び家具

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B3 卷一 建築用製品及び家具

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 建築用製品及び家具

### 産業に関する記述

「建築用製品及び家具」産業には、リフォーム用製品、自宅及びオフィス用の家具、並びに構造用の木製建築資材の設計及び製造に関わる企業が含まれる。この産業の製品には、フロアリング、天井タイル、自宅及びオフィス用の家具及び什器、木製トラス、合板、羽目板、並びに板材が含まれる。企業は、典型的には、流通チャンネルを通じて小売店で、又は独立の若しくは自社で所有するディーラーを通じて、自社の製品を販売する。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
製造におけるエネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ (%)	CG-BF-130a.1
製品ライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts)	製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を管理し、サステナブルな製品の需要を満たすための取組み (efforts) の記述	説明及び分析	該当なし	CG-BF-410a.1
	(1)回収した使用済み材料の重量、(2)回収してリサイクルした材料の割合	定量	メートルトン(t)、重量のパーセンテージ (%)	CG-BF-410a.2
木材サプライチェーン管理	(1)購入した木質繊維材料の総重量、(2)第三者認証を受けた森林地帯からの割合及び(3)基準ごとの割合、並びに(4)他の木質繊維基準の認証を受けた割合及び(5)基準ごとの割合 <sup>3</sup>	定量	メートルトン(t)、重量のパーセンテージ (%)	CG-BF-430a.1

<sup>3</sup> CG-BF-430a.1 に関する注記 – 企業は、(1)第三者の森林管理基準の認証を受けていない森林地帯からの木質繊維材料、及び、(2)他の木質繊維認証基準の認証を受けていない木質繊維の調達についての実務を記述しなければならない。



表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
年間生産量 <sup>4</sup>	定量	注記参照	CG-BF-000.A
製造施設の面積 <sup>5</sup>	定量	平方メートル (m <sup>2</sup> )	CG-BF-000.B

<sup>4</sup> CG-BF-000.A に関する注記 – 生産量は、ユニット数、重量又は平方フィート（又はこれらの複数のもの）など、企業が追跡する一般的な単位で開示しなければならない。

<sup>5</sup> CG-BF-000.B に関する注記 – 範囲は、製造及び管理機能を含めた、屋根の下にある総面積に限定しなければならない。

## 製造におけるエネルギー管理

### トピックサマリー

「建築用製品及び家具」産業は、エネルギー集約型の製造工程を通じて価値を生み出している。購入した電力は、産業全体にわたり、エネルギー消費の最大のシェアを占めるが、企業は化石燃料エネルギーを現場で使用する場合もある。代替エネルギー源のコスト競争力が高まる一方で、とりわけ気候変動規制の進展や、エネルギー効率及び再生可能エネルギーに対する新たなインセンティブなどの要因により、従来の電力系統からの電力の価格や、化石燃料価格のボラティリティが上昇する場合がある。エネルギー調達の源泉及び種類、並びに代替エネルギーの使用に関する決定は、エネルギー供給のコストとオペレーションの信頼性 (reliability) に関するトレードオフを生み出す可能性がある。この産業は比較的低い利益率で運営されているため、エネルギー消費の削減は財務業績に重大な (significant) 影響 (influence) を与える場合がある。企業がエネルギー効率、さまざまな種類のエネルギーへの依存及び関連するサステナビリティのリスク、並びに代替エネルギー源にアクセスする能力を管理する方法は、財務業績に影響を与える (impact) 可能性が高い。

### 指標

#### CG-BF-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ~~、米国エネルギー省 (DOE) 、又は米国エネルギー情報局 (EIA) から取得した、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。~~
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。

- 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
- ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 製品ライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts)

### トピックサマリー

特定の建築資材又は家具によっては、原材料の調達、輸送、製造、使用段階又は使用終了 (end-of-life) の際に、重大な (significant) 環境上の影響 (impacts) が発生する可能性がある。影響の少ない製品に対する消費者及び規制の選好の高まりにより、「グリーン建築資材」と広く呼ばれる、よりサステナブルな製品の開発が引き起こされている。さらに、製品ライフサイクル認証は、企業とその顧客が製品のライフサイクルへの影響 (impacts) を評価及び改善するためのツールとして登場した。認証プログラムは、通常、製品カテゴリーの特定のサステナビリティの特性に対応し、製品の使用終了 (end-of-life) の際の環境上の影響 (impacts) を最小限に抑えて新しい材料の抽出又は製造の必要性を減らすのに役立つ、閉じた循環の中での材料の使用を含む。使用済み製品の回収と影響の少ない材料の使用を促進する製品イノベーションと設計、製品認証プログラムの採用及び顧客との連携を通じて、建築資材の製造業者はライフサイクル影響 (impacts) の改善を実現し、規制リスクを低減し、増大する顧客の需要に応え、コスト削減を実現することができる。

### 指標

#### CG-BF-410a.1. 製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を管理し、サステナブルな製品の需要を満たすための取組み (efforts) の記述

- 1 企業は、製品のライフサイクルを通じた環境への影響 (impacts) を評価及び管理するための戦略について説明しなければならない。
  - 1.1 製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を評価するための関連する戦略及び取組み (efforts) には、当該評価に使用するオペレーション上のプロセスが含まれ、とりわけ、環境重視の設計原則、サステナビリティ・パフォーマンス基準、並びにスクリーニング・ツール及びサンプリング方法の使用が含まれる。
  - 1.2 製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を管理するための関連する戦略及び取組み (efforts) には、とりわけ、材料の選択の変更、上流の環境上の影響 (impacts) の評価、製造 (資源強度) の変更、リサイクルされた材料の使用、再生可能な材料の使用、包装の最適化、混載便のための設計、低エネルギー消費製品の設計、製品回収のための設計及びリサイクルのためのラベリングが含まれる。
- 2 企業は、グリーンビルディング認証プログラム、連邦及び州の調達規準、小売業者からの需要又は消費者の需要 (又はこれらの複数のもの) を含む、サステナブルな建築資材及び家具製品の需要を促進する要因について説明しなければならない。
- 3 企業は、自社の取組み (efforts) の範囲を記述しなければならない。これには、どの製品カテゴリー、事業セグメント又は営業地域 (又はこれらの複数のもの) に関連するかを含む。
- 4 企業は、環境上の影響 (impact) を低減し、製品の資源効率を最大化するためのアプローチの文脈において、ライフ・サイクル・アセスメント (LCA) 及び環境製品宣言 (EPD) の使用について説明する場合がある。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 4.1 製品の環境効率の改善は、LCA の機能単位サービス・パラメータ（すなわち、機能の時間、量及び品質）の観点から説明するべきである。
- 4.2 建築用製品については、LCA は ISO 14040 及び ISO 14044 に基づくべきであり、EPD は ISO 14025 及び ISO 21930:2017 に基づくべきである。
- 5 企業は、第三者のマルチ属性又はシングル属性のサステナビリティ基準の認証を受けている自社製品の割合を開示する場合がある。
  - ~~5.1 マルチ属性のサステナビリティの基準には、次のものが含まれるが、これらに限定されない：NSF / ANSI 140：カーペット、NSF / ANSI 332：弾力性のある床材、NSF / ANSI 336：商業用家具ファブリック、NSF / ANSI 342：Wallcoverings、NSF / ANSI 347：単一層の屋根ふきの膜、ANSI / NSC 373：サステナブルな石、NSF P391：サービス及びサービス・プロバイダー、GreenSquared<sup>SM</sup>：タイル及び設置マテリアル、ANSI A138.1-2011、ANSI / BIFMA e3level<sup>®</sup>：ビジネス家具、及び Cradle to Cradle Certified<sup>™</sup>製品規格。~~
  - ~~5.2 シングル属性の基準には、ENERGYSTAR<sup>®</sup>、WaterSense、及びリサイクルされたコンテンツの認証が含まれるが、これらに限定されない。~~
- 6 企業は、拡大生産者責任（EPR）に関する取組み（efforts）について以下の側面を含めて記述する場合がある。
  - 6.1 使用終了（end-of-life）の際の考慮事項が製品の設計にどのように組み込まれているか。これには、既存のリサイクルのためのインフラで容易かつ一般的にリサイクル可能な材料の使用、分解しやすい製品を設計すること（すなわち、一般に入手可能な工具を用いて、製品を容易に、迅速に、かつコスト効率よく分解できるように製品を設計すること）、並びに、分解及びリサイクルを促進するため、製品及びそのコンポーネントである材料を適切に表示することを含む。

### CG-BF-410a.2. (1)回収した使用済み材料の重量、(2)回収してリサイクルした材料の割合

- 1 企業は、回収した材料の重量をメートルトン単位で開示しなければならない。これには、リサイクル・サービス、製品回収プログラム及び改修サービスを通じて回収されたものを含む。
  - 1.1 開示の範囲には、使用終了（end-of-life）後の製品、材料及び部品を含めなければならない。これらには、廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに回収されたものを含める。
  - 1.2 開示の範囲には、企業が物理的に管理している材料、及び、企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者に収集業務を委託している材料の両方を含めなければならない。
  - 1.3 開示の範囲には、保証対象であり修理のために収集された製品及び部品は除外する。
- 2 企業は、回収してリサイクル又は再製造した使用済み材料の割合を開示しなければならない。
  - 2.1 リサイクル及び再製造した材料は、生産又は製造工程を通じて再処理（reprocess）又は処理（treat）され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物と定義する。

- 2.2 リサイクルした材料の範囲には、使用した材料、再利用した材料又は再生した材料を含む。
    - 2.2.1 再利用した材料は、回収した製品又は製品のコンポーネントのうち、それらが考案された目的と同じ目的で使用されるものと定義する。
    - 2.2.2 再生した材料は、使用可能な製品を再生又は再生成するために処理されたものと定義する。
  - 2.3 リサイクルした材料の範囲には、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者に移送することを通じて、さらなるリサイクルのために送られた材料を含む。
  - 2.4 リサイクル及び再製造した製品の範囲には、主要なリサイクルした材料、連産品（主要リサイクル原材料と同等の価値のアウトプット）及び副産物（主要リサイクル原材料よりも価値の低いアウトプット）を含む。
  - 2.5 企業は、リサイクル又は再製造した受入回収材料の重量について、受入回収材料の総重量で除して、その割合を計算しなければならない。
  - 2.6 製品及び材料のうち埋立地で処分される部分は、リサイクルされたものとはみなさない。新しい製品、連産品又は副産物に直接組み込まれる製品の部分のみを、リサイクルした割合に含めなければならない。
  - 2.7 エネルギー回収を含め、焼却した材料は、再利用された、リサイクルされた又は再生されたものとはみなさない。
    - 2.7.1 エネルギー回収は、他の廃棄物と一緒に行うかどうかにかかわらず、熱の回収を伴う直接的な焼却を通じてエネルギーを生成するための可燃廃棄物の使用と定義する。
- 3 企業は、以下を開示する場合がある。
- 3.1 企業自身が製品の引取り、回収及びリサイクルを直接実施するかどうか、又は、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して収集業務を第三者に委託するかどうか
  - 3.2 共同支配企業を通じて、パートナーシップを通じて又はリサイクル技術に関する研究に資金を提供することによって、製品の回収及びリサイクルのためのインフラを支援するかどうか
  - 3.3 製品の引取り、回収及びリサイクルの取組み（efforts）が、自主的なものか強制的なものか（例えば、カリフォルニア州絨毯適正使用管理法の遵守を維持するため）
  - 3.4 回収した材料の総量及びリサイクルした材料の総量といった、製品の引取り、回収及びリサイクルの取組み（efforts）に関連するパフォーマンスの測定値又は定量的目標

## 木材サプライ・チェーン管理

### トピックサマリー

「建築用製品及び家具」産業は、世界中の森林地帯から調達した大量の木材を利用している。木材のサステナブルでない生産及び収穫は、生物多様性の損失や森林に依存するコミュニティの生活への弊害など、環境及び社会に悪影響（impacts）をもたらす可能性がある。企業は、サステナブルでない林業実務の影響を受けやすい地域から、誤って木材を調達する可能性がある。違法伐採、環境汚染、又はコミュニティへの悪影響（impacts）に関する報告は、企業のブランド価値を損ない、製品の需要に影響を与える可能性がある、評判に関する反響をもたらすことがある。さらに、違法に生産された木材の輸入に対処する規制により、罰則が課されたり、ブランド価値をさらに損なったりする可能性がある。これらのリスクを軽減するために、企業は木材がサステナブルな方法で生育及び収穫されていることを確認する第三者認証をこれまで以上に採用している。木材調達の認証を取得すると、企業は認証された製品に対する顧客の需要を満たすことができるため、潜在的な成長チャネルを得る可能性がある。

### 指標

#### CG-BF-430a.1. (1)購入した木質繊維材料の総重量、(2)第三者認証を受けた森林地帯からの割合及び(3)基準ごとの割合、並びに(4)他の木質繊維基準の認証を受けた割合及び(5)基準ごとの割合

- 1 企業は、報告期間中に購入した木質繊維材料の総量（風乾メートルトン単位）を開示しなければならない。
  - 1.1 木質繊維材料には、木質繊維ベースの原材料、コンポーネント、並びに、半製品及び完成品を含める。
  - 1.2 木質繊維ベースの材料の範囲には、リサイクルした原材料、未使用の原材料及び製造工程で直接消費するものを含め、完成品として販売するために処理するインプットのすべてを含める。ただし、エネルギー生成のためのバイオマスは除外する。
  - 1.3 木質繊維が材料、コンポーネント又は製品の一部を構成する場合、企業はその部分を総量に含めなければならない。
- 2 企業は、購入した木材繊維材料の総重量のうち、第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 第三者の森林管理基準は、とりわけ、森林がサステナブルな方法で収穫されていることを証明し、法令遵守、土地の権利、地域及び労働者との関係、環境上の影響（impact）及び生物多様性、森林管理の計画及び実務、土地利用、野生生物の生息地の保全、並びに水の保全を含めた環境的及び社会的規準を対象とするものである。
  - 2.2 第三者の森林管理基準には以下のものを含むが、これらに限定されない。
    - 2.2.1 American Tree Farm (ATFS)
    - 2.2.2 Forest Stewardship Council (FSC) (Forest Management と Chain of Custody 認証)

- 2.2.3 Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC) の Chain of Custody 認証
- 2.2.4 PEFC が承認した森林認証制度
- 2.2.5 Sustainable Forest Initiative (SFI)の Forest Management 認証及び Chain of Custody 認証
- 2.3 上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、1 つ以上の第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算しなければならない。
  - 2.3.1 複数の第三者の森林管理基準の認証を受けた木質繊維材料は、一度だけしか計算に含めてはならない。
- 3 企業は、購入した木質繊維材料の総重量のうち、該当するそれぞれの第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの割合を、基準ごとに個別に開示しなければならない。
  - 3.1 上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、適用されるそれぞれの第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算しなければならない。
    - 3.1.1 複数の第三者の森林管理基準の認証を受けた木質繊維材料は、適用されるそれぞれの基準の計算に含めなければならない。
- 4 企業は、購入した木材繊維材料の総重量のうち、木質繊維基準の認証を受けているものの割合を開示しなければならない。
  - 4.1 木質繊維基準からは、第三者の森林管理基準を除外する。
  - 4.2 木質繊維基準には次のものを含めるが、それらに限定されない。
    - 4.2.1 SFI Certified Fiber Sourcing Standard
    - 4.2.2 FSC Controlled Wood Standard
    - 4.2.3 PEFC Controlled Wood Standard
    - 4.2.4 プレコンシューマー回収材及びポスト・コンシューマー回収材を含む、リサイクル木質繊維基準（例：PEFC リサイクルラベル、FSC リサイクルラベル）
    - 4.2.5 認証を受けていない森林地帯からの木質繊維に対する木質繊維調達要件を対象とする、その他のデュー・デリジェンス基準
  - 4.3 上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、木質繊維基準の認証を受けたものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算しなければならない。
    - 4.3.1 複数の木質繊維基準の認証を受けた木質繊維は、一度しか計算に含めてはならない。
- 5 企業は、購入した木質繊維材料のうち、木質繊維基準の認証を受けたものの割合について、基準ごとに個別に開示しなければならない。



5.1 上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、それぞれの適用される木質繊維基準の認証を受けたものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算しなければならない。

5.1.1 複数の第三者の木質繊維基準の認証を受けた木質繊維は、それぞれの適用される基準の計算に含めなければならない。

CG-BF-430a.1 に関する注記

- 1 企業は、第三者の森林管理基準の認証を受けていない森林地帯から木質繊維材料を調達する場合の実務、及び、他の木質繊維認証基準の認証を受けていない木質繊維材料を調達する場合の実務を記述しなければならない。
- 2 企業は、サプライヤーの林業及び収穫実務を検証するための方針を記述しなければならない。これには行動規範、監査又は契約（又はこれらの複数のもの）を含むが、これらに限定されない。
- 3 企業は、サプライヤーの林業及び収穫実務を検証するための方針を記述しなければならない。これには行動規範、監査又は契約（又はこれらの複数のもの）を含むが、これらに限定されない。（訳者注：原文において、この第 3 項は直前の第 2 項と同じ内容が繰り返されている。）
  - 3.1 木材の合法性と法域の規制 ~~1990 年米国改正レイシー法 (16 U.S.C. §§ 3371-3378)~~への準拠
  - 3.2 保護管理状態にある又は生物多様性の価値が高い地域から調達した木材
  - 3.3 絶滅危惧種の生息地又はその周辺での伐採
  - 3.4 先住民族の土地又はその周辺での伐採
  - 3.5 環境影響評価又は林業計画を含む、サプライヤーの林業及び収穫の実務
  - 3.6 森林での遺伝子組換え生物 (GMOs)、殺虫剤又はその他の化学物質の使用
  - 3.7 SFI の「問題のある供給源」の定義、FSC の「統制された木材」の定義又は同等のものの中で概説されている規準
- 4 企業は、木質繊維の供給源（例：企業、民間又は連邦により所有される森林地帯から、並びに繊維が国内又は海外で栽培されているか）及びこれらの供給源からの繊維調達に関連する潜在的なリスクも開示する場合がある。